

公園からみる「まちづくり」



日本大学理工学部まちづくり工学科

押田佳子

わが国における「公園」以前の場とは？

太政官布達第十六号（明治6/1873年、昭和31/1956年都市公園法施行まで適用）

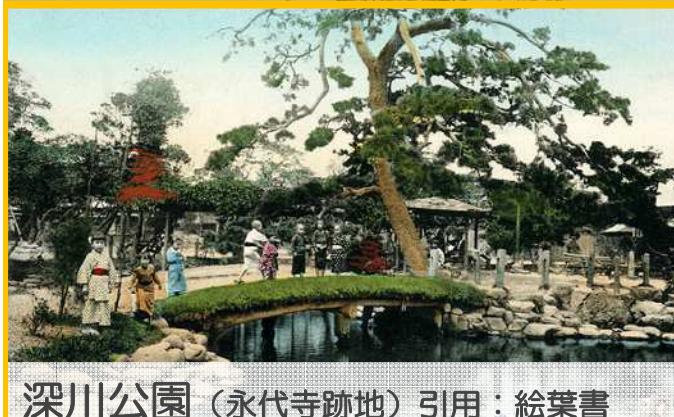
明治政府・太政官より「群衆遊観の場所に公園を設ける件」が府県に通達。
意) 申し出れば、今まで人が集まっていた場所を公園と指定する。それを
府県が管理しなさい。



芝公園（増上寺敷地）引用：ジャパンアーカイブス



上野恩賜公園（寛永寺跡地）
三代目歌川広重画「上野公園地樂車印練込賑ひの図」



深川公園（永代寺跡地）引用：絵葉書



浅草公園（浅草寺敷地）引用：絵葉書



飛鳥山公園

寺社境内地が多く選定＝地域の拠り所を継承

わが国における「公園」以前の場とは？

「場」に求められる役割



「飛鳥山花見」（18世紀、鳥居清長）



現在の飛鳥山公園

【公園以前】

祭祀の場
火除け地
花見の場



【現代の公園】

イベントの場
災害時の避難場所など
レクリエーションの場
自然を享受する場
生物多様性保全の場…など



良好な
景観形成

公園以前の役割に新たな要素を付加する形で継承

良好な都市公園の景観は

都市の風格を高め都市の顔となる

本日の話題

1. 都市公園における景観形成の考え方

2. 公園からのまちづくり



1. 都市公園における景観形成の考え方

都市公園

都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園。

- ① 住区基幹公園（徒歩圏内における住民の日常的な利用を想定）
- ② 都市基幹公園 ③ 大規模公園 ④ 国営公園 ⑤ 緩衝緑地等 の5つに大きく分類される。

<住区基幹公園>

街区公園

誘致距離250m圏内

面積0.25haを標準として配置

近隣公園

(小山公園、相模大野中央公園など)

誘致距離500m圏内

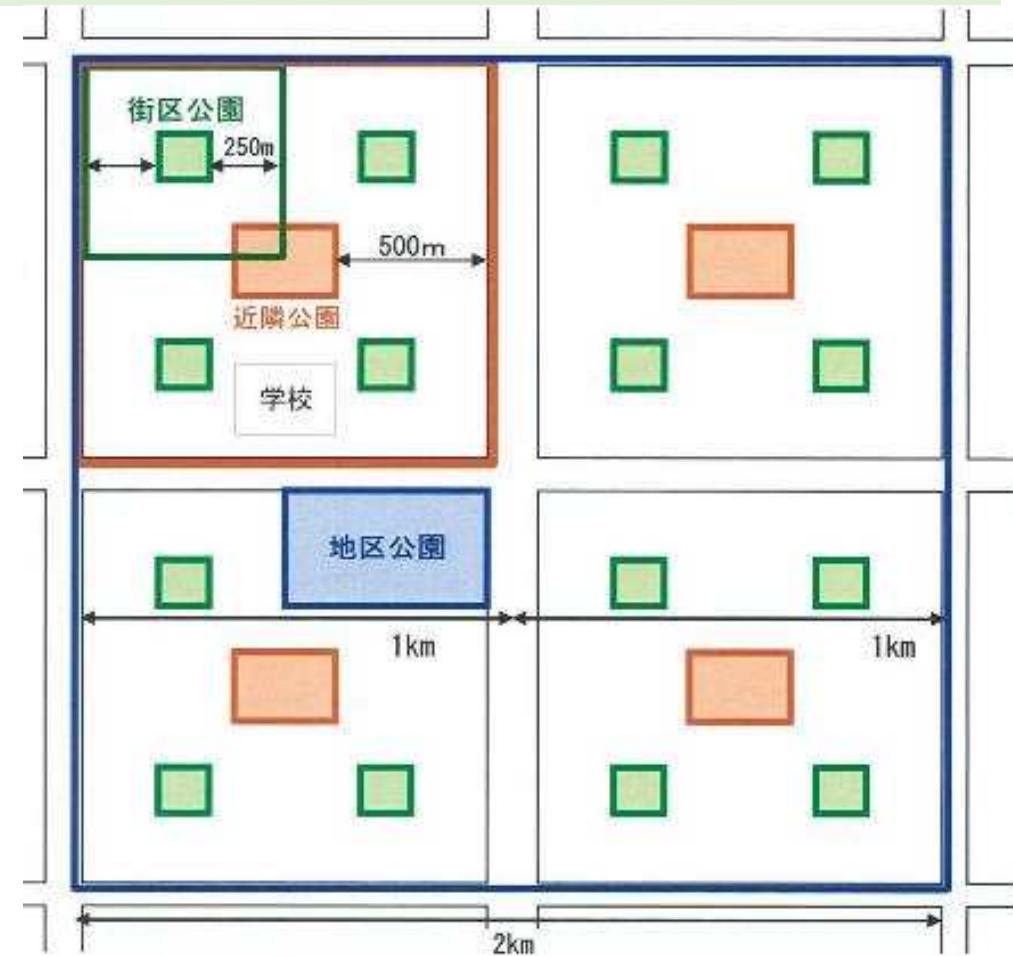
面積2haを標準として配置

地区公園（鹿沼公園など）

誘致距離1km圏内

面積4haを標準として配置

小学校区に1箇所程度



1. 都市公園における景観形成の考え方

鹿沼公園における景観構造分析（シーケンス）



引用: Google



駅方向から直線状に向かう過程で
公園の緑を視認できる=広大な緑量を誇る

1. 都市公園における景観形成の考え方

①都市公園における重要な景観構成要素

○地形、植物、水など自然要素

身近な場所で生き物や季節の風物などに触れることができる貴重な空間
無理をせず、地域の特性を活かすことが安心感や落ち着きを生み出す

○利用する人々の姿

人に利用されることで初めて生き生きした活気のある景観
人が歩く、留まる…など活動しやすい空間形成

○周辺との一体的な景観形成および演出

周辺の自然景観や田園景観などとの調和や連続性に配慮
⇒特に公園の外からの見え方が重要！！

○時間経過を前提とした景観形成

植栽完了および工事完了＝公園の完成ではない！！
工事やりニューアル後は「目標の景観」に向けた管理が必要
時間、季節、経年、…様々な尺度での変化を考慮し、魅力づけの要素として活用することが重要

1. 都市公園における景観形成の考え方

②「用」と「景」の調和を図る

都市公園において必要とされる施設：

駐車場、便所、園路、サイン類など

景観への調和を図りながらユニバーサルデザインへの配慮が求められる

都市公園法では建ぺい率の範囲内で建築物設置が可能：

(基準2%【参考：鹿沼公園では約980m²に相当】、特例を用いた場合12%)

本来、公園は都市環境改善のための緑地確保、災害防止のための施設

⇒建築物が過剰にあることはあまり好ましくない空間



鹿沼公園管理施設



相模原公園グリーンハウス



津久井湖城山公園パークセンター

公園の設置事由より、施設計画は最低限が好ましく
景観への配慮は必要不可欠

2. 公園からのまちづくり

「まちづくり」はいつからはじまったか？

1979年 神戸市「都市景観条例」

1980年 都市計画法改正に伴う地区計画制度が導入

1981年 神戸市「まちづくり条例」

地域からのまちづくりとして都市計画を考える必要性
ただし、定着には時間がかった

1995年 阪神淡路大震災発災

まちの再生・復興まちづくりに向け、
従来の都市計画行政では対応できず

住民参加による
復興まちづくりが展開

人々が集える場として
「公園」が活用されるように



神戸新聞アーカイブスより転載

2. 公園からのまちづくり

阪神淡路大震災で得られたまちづくりの場としての公園の価値

①避難生活を支えた空間

- ・火災の広がりを防ぎ、避難場所になる
- ・初期は仮設風呂や炊事場を備えたテント村、後に仮設住宅用地として活用
- ・ボランティアの活動拠点や、がれきの仮置き場としての利用
- ・地元有志（公園管理会）が主体となって、イベント等を開催

見知らぬもの同士が支え合うコミュニティーの誕生

②まちづくり拠点として（震災より2年後）

- ・東灘区を中心に、公園管理会・子供会・婦人会・PTAが連携し、復興まちづくりのための企画運営を始める⇒神戸全体に広がる
- ・活動の場として公園内の管理事務所・自治会館の1室、屋外を活用

屋内+屋外がセットになった地域施設

=「地域サロン」として機能

公園=誰もが気軽に「活動を起こせる場」であるために

自由度の高い空間として

「最低限の拠点施設」+「広大な空地」のバランスを保つ